

地方自治法第199条の規定による定期監査(行政監査を含む)の結果に基づき措置状況について通知を受けたので、同条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年6月1日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

定期監査の結果に基づく指摘事項の措置状況

対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況

対象部局 商工観光課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[補助金等交付事務] 観光関連補助事業において、申請団体から補助対象経費の一部が未計上のまま事業の実績報告がなされていたが、補正を求めることなく受領し、補助金額を確定していた。</p> <p>[支出事務] 物品の購入において、その納品日が支出負担行為決裁日前になっているものが複数あった。</p> <p>[契約事務] 就職支援事業のプロポーザル方式による契約事務において、実施要領で定めた提案限度額を予定価格と誤認識し、入札に必要な予定価格調書が作成されていなかった。</p>	<p>[補助金交付事務] 補助金の実績報告書が提出された際、内容の精査を十分に行わずに補助金額を確定してしまいました。 今後は提出された報告書の内容確認を見逃ごすことなく精査し、適正な補助金交付事務に努めます。 なお、今回については過少申請に基づく補助金額が既に確定し支払いまで完了しており、また、年度を超えているため追加交付は行いません。</p> <p>[支出事務] 物品の購入において、購入手順を再確認し、今後誤りのないよう注意します。</p> <p>[契約事務] 実施要領で定めた提案限度額を予定価格と勘違いし、予定価格調書を作成していませんでした。 契約事務の流れを今一度確認し、今後このようなことが無いようにいたします。</p>